

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省27-②)

政策分野名 【施策名】	幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承							担当部局名	食料産業局(政策統括官) 【食料産業局食文化・市場開拓課／産業連携課、政策統括官付穀物課】			
政策の概要 【施策の概要】	<p>高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健全な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、政策を展開する必要がある。</p> <p>このため、「日本型食生活の実践」「食育の推進」及び「和食の保護・継承」を実現すべく、幅広い世代を対象に官民一体となった国民運動を展開する。また、この取組により、国産農林水産物の消費拡大に繋げる。</p>							政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保			
政策に関する内閣の重要政策	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(2)幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改訂) 第II 二. テーマ4 (2) ① II)</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24改訂) III 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進</p>							政策評価実施予定期	平成28年8月			
施策(1)	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	<p>高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健全な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する必要がある。</p> <p>このため、「日本型食生活」の実践に向けて、個々の生活スタイル(年代、性別、就業や食生活)の状況に応じた消費者各層の多様なニーズや特性を分析、把握した上で、類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。</p> <p>また、こうした取組と併せて、学校教育等の様々な機会を活用した幅広い世代に対する農林漁業体験の機会提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進するとともに、食育の推進、国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承といった課題に対して官民一体となった医福食農連携や農親連携、地産地消などの政策により取り組む。</p>											
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	17%	21年度	27%	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	17%	21年度	27%	27年度	27%	-	-	-	-	<p>米を中心とした水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることとは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、平成23年度(19%)から毎年度2%ずつ向上させ、平成27年度に27%とすることとして設定した。</p> <p>なお、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」は、消費者情報官において実施している食生活指針^(注1)の実践状況等に関する調査の結果により算定することとし、「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」、「ごはんなどの穀類をしっかりと」、「牛乳、乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう」、「脂肪のとりすぎをやめ、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう」、「食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も」の5項目すべてについて、「ほとんどできている」または「おおむねできている」と回答した者の割合としている。</p>		

	イ 農林漁業体験を経験した国民の割合	31%	24年度	35%	30年度	34%	34%	35%	35%	-	消費者の食や農林水産業への理解を深めるため、食育において、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等の活動の推進が必要である。また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「農林漁業体験を経験した国民の割合」について、目標を定め、食や農林水産業への理解増進を図ることとしているため、測定指標として選定した。 目標値については、「日本再興戦略」において平成30年度までに国民が農林漁業体験を経験する割合を35%とすることとされたため、これを目標値として設定した。 年度ごとの目標値については、すう勢に加え、農林漁業体験に関する施策による増加を見込んで設定した。
	ウ 学校給食において地場産物を使用する割合	25%	22年度	30%	27年度	30%	-	-	-	-	「第2次食育推進基本計画」(平成23年3月決定)において、「学校給食における地場産物の使用割合を平成27年度までに30%以上とすることを目指す」とこととされており、また、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用促進に関する基本方針」においても、同様の目標設定がされている。このため、「学校給食における地場産物を使用する割合を測定指標として選定した。 目標値及び目標年度については、上記基本計画において掲げられた内容に基づいて設定した。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。
	目標② 【達成すべき目標】	「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 国産農林水産物の販売促進活動を実施する者の国産農林水産物・食品の消費拡大を図るための事業の活用による売上向上率	-	25年度	売上向上率 10%向上	29年度	前年度以上の向上率	前年度以上の向上率	10%	-	-	国産農林水産物及びそれらを活用した食品の国内市場を拡大していくため、地域の農林水産物のその地域での利用拡大や全国レベルでの国産農林水産物及びそれらを活用した食品の消費拡大に向けた取組を推進することが重要である。このため、これらの取組を推進する事業に参加する事業者の国産農林水産物等の売上の向上を測定目標として選定した。 目標値については、平成24年3月に策定した「食品産業の将来ビジョン」において、食品関連産業の市場規模を10年間で20%拡大し120兆円(2020年)とすることを目標としていることから、これと同程度以上に国産農林水産物の市場規模を拡大させることとして、5年間の売上約10%向上を設定した。	
イ 一人当たりの米の年間消費量	57kg/人・年	25年度	53kg/人・年	37年度	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(1.1%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	高齢化や総人口の減少により、米の消費量は今後も減少する可能性が高いが、米の消費量の減少に歯止めをかけることは、食料自給率の向上を目指す上で極めて重要であるため指標として選定した。 目標値は、食料・農業・農村基本計画に定める平成37年度における一人当たりの米の年間消費量53kg/人・年とし、年度ごとの目標値は「前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上」と設定した。 年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。	
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成27年行政事業レ ビュー 事業番号
	24年度 [百万円]	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]								
(1) 農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	-	(1)-①-ウ	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	-				

消費・安全対策交付金 (2) (平成17年度) (関連:27-1、5)	3,220 の内数 (2,756 の内数)	3,890 の内数 (3,700 の内数)	3,395 の内数	2,062 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 この支援措置により、地方の自主性の下、教育ファーム等の地域における食育活動を支援・推進することにより、「日本型食生活」の実践に取り組む人の割合及び農林漁業体験を経験した国民の割合の向上を図ることで、健全な食生活の実現や、食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	0007
農林水産物の生産・流通の場における食育の推進 (平成25年度) (主)	—	449 (369)	398	289 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ	食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育、食や農林水産業への理解を深める取組を推進し、食育を国民運動として展開する。 具体的には、消費者の様々なライフスタイル・ニーズに対応した食育メニューを関係者との連携の下、体系的に提供するモデル的取組への支援を行うとともに、食育優良活動の表彰、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査、推進策の検証、教材の作成等を行う。 この支援措置により、食育の推進に寄与する。	0020
日本食・食文化魅力発信プロジェクトのうち日本食・食文化普及推進総合対策 (平成25年度) (主)	—	156 (153)	1,140	1,113	(1)-①-ア (1)-①-イ	「和食」のユネスコ無形文化遺産登録等を受け、高まる日本食への関心を捉え、海外への日本食・食文化の普及に係る取組を推進する。 この支援措置により、日本食・食文化の一層の理解進化を図ることにより、国内外における国産農産物・食品の消費拡大及び日本食・食文化の普及・拡大に寄与する。	0021
日本食・食文化魅力発信プロジェクトのうち日本の食魅力再発見・利用促進事業 (平成26年度) (主)	—	—	1,518 の内数	1,249 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	地域の農林水産物のその地域での利用拡大や全国レベルでの国産農林水産物及びそれらを活用した食品の消費拡大に向けた取組を推進する。 この支援措置により、国産農林水産物及びそれらを活用した食品の国内市場の拡大を通じて、「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大に寄与する。	0019
政策の予算額[百万円]				3,077 <0>			
政策の執行額[百万円]							

(注1)「予算額計」欄及び「27年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標ア	把握の方法	食生活及び農林漁業体験に関する調査(消費・安全局消費者情報官)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標イ	把握の方法	食生活及び農林漁業体験に関する調査(消費・安全局消費者情報官)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標ウ	把握の方法	文部科学省が行う調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標ア	把握の方法	聞き取り可能な事業者の売上から活動を実施する者の売上向上率を試算。
			達成度合の判定方法	地域の農林水産物の利用拡大や全国レベルでの国産農林水産物の消費拡大等に取り組む意欲のある事業者等に対する支援が、売上向上に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。
		指標イ	把握の方法	食料需給表(大臣官房食料安全保障課)により把握。
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満

2. 用語解説

注1 食生活指針	食習慣の乱れ、栄養バランスの偏り等、近年の食生活の様々な問題を踏まえ、健康の増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保等を図るための指針として、平成12年に当時の文部省、厚生省、農林水産省が決定。
----------	--